

○厚生労働省訓第 5 号

(部内一般)

厚生労働省所管債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働省所管債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の厚生労働省所管債権管理事務取扱規程（平成 1 3 年厚生労働省訓第 2 8 号）の規定にかかわらず、国立感染症研究所の移管に伴い廃止される歳入徴収官等の所掌に係る債権については、残務が終了するまでの間、当該債権の管理に関する事務を厚生労働大臣が別に定める残務を引き継ぐべき歳入徴収官等に委任し、又は代理させるものとする。

厚生労働省所管債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令 新旧対照条文

○ 厚生労働省所管債権管理事務取扱規程（平成13年厚生労働省訓第28号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（債権現在額通知書の提出期限等） 第15条 （略） 2 （略） 3 主任歳入徴収官等が前項の規定により債権現在額通知書を債権管理総括機関に送付するときは、一般会計及び東日本大震災復興特別会計にあっては大臣官房会計課長、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）にあっては労働基準局長、労働保険特別会計の雇用勘定にあっては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定（健康保険法（大正11年法律第70号）第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇拋出金の徴収並びにこれらに付帯する業務及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に係る部分を除く。）にあっては保険局長、年金特別会計（ただし、健康勘定にあっては健康保険法第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇拋出金の徴収並びにこれらに付帯する業務に係る部分及び船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に限る。）にあっては年金局長を経由するものとし、主任歳入徴収官等は別に定める期限までに当該経由機関に債権現在額通知書を送付するものとする。 4 <u>主任歳入徴収官等が子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に係る債権現在額通知書を送付するときは、前2項の規定にかかわらず、翌年度の7月10日までに、職業安定局長に送付するものとする。</u>	（債権現在額通知書の提出期限等） 第15条 （略） 2 （略） 3 主任歳入徴収官等が前項の規定により債権現在額通知書を債権管理総括機関に送付するときは、一般会計及び東日本大震災復興特別会計にあっては大臣官房会計課長、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）にあっては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定にあっては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定（健康保険法（大正11年法律第70号）第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇拋出金の徴収並びにこれらに付帯する業務及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に係る部分を除く。）にあっては保険局長、年金特別会計（ただし、健康勘定にあっては健康保険法第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇拋出金の徴収並びにこれらに付帯する業務に係る部分及び船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に限る。）にあっては年金局長を経由するものとし、主任歳入徴収官等は別に定める期限までに当該経由機関に債権現在額通知書を送付するものとする。 4 <u>前項に規定する事務のうち、年金特別会計にあっては特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第12条に規定する総括部局長を経由するものとする。</u>

5 職業安定局長は、前項の規定により主任歳入徴収官等から送付された債権現在額通知書を、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第12条に規定する総括部局長を経由し、内閣府大臣官房会計課長に送付するものとする。

別表第2（第6条関係）

部局	代行機関を命ずることができる者
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

（新設）

別表第2（第6条関係）

部局	代行機関を命ずることができる者
（略）	（略）
<u>国立感染症研究所</u>	<u>所長</u>
（略）	（略）